入　札　説　明　書

件名

「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターで使用する電力　約5,075,400キロワットアワーの供給」

（令和８年11月４日入札公告分）

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

令和８年11月４日横浜市報調達公告で公告した「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターで使用する電力　約5,075,400キロワットアワーの供給」に係る入札等については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によります。

１　競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターで使用する電力　約5,075,400キロワットアワーの供給

(2) 供給内容

別添仕様書のとおり

(3) 供給期間

令和９年４月１日から令和10年３月31日まで

(4) 供給場所

磯子区滝頭１丁目２番地１号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

(5) 入札方法

この入札は、(1)に掲げる概算数量の総価により行います。

２　入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければなりません。

(1) 横浜市医療局病院経営本部契約規程（平成17年３月病院経営局規程第32号）第３条第１項に掲げる者でないこと及び同条第２項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 令和７・８年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「電力・都市ガス」の「細目Ａ　電力供給」に登録が認められている者であること。

(3) 令和８年11月13日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 当該業務又はこれと同種の業務の実績を有する者であること。

(5) 横浜市グリーン電力調達実施要綱(平成18年11月22日制定）第６条第１項の規定による報告書（環境配慮評価項目等報告書）を提出しており、同要綱第７条第１項の規定による判定結果の通知で、評価点が50点以上の者であること。なお、令和８年度に通知された判定結果のみ有効とする。

環境配慮評価項目等報告書を提出していない者は、横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素ライフスタイル推進課（電話045-671-2661）に問い合わせのうえ、同報告書を令和８年11月13日までに提出すること。

３　入札参加の手続

入札に参加しようとする者は、次の手続きが必要です。なお、書類作成の際には、別添の

様式を使用するか、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」から最新の様式をダウンロードして記入し、提出してください。

(1) ２(2)の条件を満たしていない者は、次のア又はイの手続きが必要です。なお、入札参加資格の審査及び確認のために、書類の追加提出を求める場合があります。

ア　令和７・８年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されていない者

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」内の資格審査申請システムから特定調達契約に係る入札参加資格申請を行ってください。申請データを送信した後に表示される「申請受付内容」に記載される必要書類を同システム内からPDF形式でアップロードすることにより提出してください。また、申請手続き前及び必要書類のアップロード後に(5)アの局課に必ず連絡してください。

イ　令和７・８年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されているが「電力・都市ガス」の「細目Ａ 電力供給」に登録が認められていない者

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」内の資格審査申請システムから特定調達契約に係る種目追加申請を行ってください。申請データを送信した後に表示される「申請受付内容」に記載される必要書類を同システム内からPDF形式でアップロードすることにより提出してください。また、申請手続き前及び必要書類のアップロード後に(5)アの局課に必ず連絡してください。

ウ　ア及びイの申請期間

公告日から令和８年11月13日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の１月３日まで（以下「休日等」という。）を除く毎日午前９時から午後５時まで）

(2) 提出書類

令和７・８年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）の登載の有無にかかわらず、入札に参加しようとする者は提出してください。

ア　一般競争入札参加資格確認申請書

イ　実績調書等２(4)に該当することを証する書類

(3) 提出方法

ア　持参による提出の場合

(4)の期間に紙にて(5)イの局課に直接持参してください。

イ　郵送による提出の場合（原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とします。）

令和８年11月13日午後５時までに(5)イの局課に必着で郵送してください。郵送は、書留郵便によらなければなりません。この書留郵便は、封筒の封皮には公告番号、件名とともに「入札参加資格審査申請関係書類在中」と朱書しなければなりません。また、郵送した日に(5)イの局課に必ず電話連絡しなければなりません（休日等を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで）。

(4) 提出期間（郵送による提出を除く）

公告日から令和８年11月13日まで(休日等を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで)

(5) 担当局課

ア　(1)の問い合わせ先

横浜市総務局契約第二課

電話　045(671)2248（直通）

イ　(2)の提出場所

〒235-0012　磯子区滝頭一丁目２番１号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター総務課物品管理係

後藤、長崎　電話　045(753)2615（直通）

(6) 入札参加に係る通知

次の通知は、令和８年11月30日までに行います。

ア　特定調達契約に係る一般競争入札有資格者名簿登載の審査結果通知書

イ　入札参加資格確認に係る一般競争入札参加資格確認結果通知書

4　入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができません。

(1) ２に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) ３(1)の手続きに係る申請データ及び必要書類において虚偽があったとき。

(3) ３(2)に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

(4) 横浜市グリーン電力調達実施要綱（平成18年11月22日制定）第６条第１項の規定による報告書（環境配慮評価項目等報告書）に虚偽の記載をしたとき。

5　仕様書等に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、仕様書等に質問があり回答を求める場合には、令和８年12月２日午後５時までに別紙質問書を(2)の局課に提出しなければなりません。提出方法については、(2)の局課に確認してください。

(2) 質問の提出先

〒235-0012　磯子区滝頭一丁目２番１号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター総務課施設係

横野、塚田　電話　045(753)2607（直通）

(3) 回答

質問に対する回答は、令和８年12月10日までに横浜市ホームページ「プロポーザル等の発注情報」発注情報画面で行い、併せて(2)の局課においても文書により閲覧に供します。

(4) その他

入札後、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

6　入札及び開札

(1) 入札方法及び入札期間等

入札に参加しようとする者は、次のいずれかの方法により、入札書を提出することとします。

ア　持参による入札書の提出

(ｱ) 入札日時

令和８年12月21日午前10時

(ｲ) 入札場所

磯子区滝頭一丁目２番１号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター２階会議室

イ　郵送による入札書の提出

(ｱ) 対象

郵便入札は、原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とします。郵便入札を行う場合は、３(5)イの局課に事前に連絡しなければなりません。

(ｲ) 提出期限及び郵送先

令和８年12月18日午後５時までに３(5)イの局課に必着のこと。

(ｳ) 方法

郵便入札は、書留郵便によらなければなりません。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書を中封筒に入れ密封の上、中封筒の封皮には氏名等を朱書し、外封筒の封皮には公告番号、件名、数量及び開札日とともに「入札書在中」と朱書しなければなりません。また、郵送した日に３(5)イの局課に必ず電話連絡しなければなりません（休日等を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで）。

(2) 開札予定日時

令和８年12月21日午前10時

7　入札書の作成等

(1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札参加者は、燃料費調整（市場調整分を含む）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金を除く、一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積らなければなりません。

入札書には、各社において設定する契約電力に対する単一の単価（仕様書に記載する力率における年間を通しての単一単価）及び使用電力量に対する単価（月別又は時間帯別に異なる単価を使用する場合はそれぞれの単価）を根拠とし、本市が提示する契約電

力及び月毎の予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて計算した総価を記載しなければなりません（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）。

入札書には、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100 に相当する金額を入札書に記載しなければなりません。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントを加算した金額（契約希望金額）を落札価額とします。

(3) 持参による入札書の提出の場合、入札参加者は、入札室において、入札書に記載することができます。

(4) 持参又は郵送による入札書の提出の場合、入札参加者は、入札書の記載事項を次のいずれかの方法により、訂正することができます。ただし、入札金額を訂正することはできません。

ア　入札書に押印をする場合

当該訂正部分について押印をしなければなりません。

イ　入札書の押印を省略する場合

当該訂正部分について本件責任者、担当者又は代表者の署名をしなければなりません。

(5) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

８　入札及び開札における注意事項

(1) 入札

ア　入札参加者は、入札室に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書を提示することとします。

イ　入札参加者は、遅刻した場合には、入札に参加できません。

ウ　入札参加者は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができません。

エ　入札参加者は、入札・開札がすべて終了するまでの間、横浜市病院事業管理者（以下「事業管理者」という。）が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退場することができません。

オ　入札室には、入札参加者又は入札関係職員以外の者は入場することができません。

カ　入札室において、公正な競争の執行を妨げ、若しくは妨げようとした者又は公正な価格を害し、若しくは談合をした者は、当該入札室から退去させます。

(2) 開札

開札は入札参加者が出席して行います。入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行います。

(3) 再度入札

開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格以下の入札がないときは、再度の入札を行います。

なお、再度入札の回数は１回とします。

(4) 入札の中止

事業管理者は、入札参加者が談合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

(5) 入札の辞退

入札参加者は、紙により入札書を持参又は郵送するまでは次のア又はイの方法により、いつでも入札を辞退することができます。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

ア　入札執行前

入札辞退届を契約担当職員に直接持参するか、又は郵送しなければなりません。ただし、郵送の場合は、６(1)イ(ｲ)の期限までに３(5)イの局課に必着のこと。

イ　入札執行中

入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出しなければなりません。

(6) 入札の無効

次の入札は、無効とします。

ア　横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

イ　２に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

ウ　３(2)に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札

エ　前各号に定めるもののほか、この入札説明書に定める方法によらない入札

9　落札者の決定

(1) 浜市医療局病院経営本部契約規程第17条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あった場合、くじによって落札者を決定するものとします。

(3) 落札者は、入札額積算時に設定した契約電力に対する単一の単価（仕様書に記載する力率における年間を通しての単一単価）及び使用電力量に対する単価（月別又は時間帯別に異なる単価を使用する場合はそれぞれの単価）を記載した内訳書を、速やかに３(5)イの局課に提出しなければなりません（１円未満の端数を含むことができる）。

10　入札保証金及び契約保証金

いずれも免除します。

11　契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と別紙様式による

契約書を取りかわします。

(2) 事業管理者が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに、本契約は確定します。

(3) 契約の相手方は、その所在地が遠隔地にある場合には、事業管理者から２通の契約書の案の送付を受けて記名押印します。また、事業管理者は、当該契約書の案を受けてこれに記名押印し、そのうちの１通を契約の相手方に送付します。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

12　契約金の支払方法

(1) 前金払

行いません。

(2) 契約金の支払方法

１か月間の使用分について、検査終了後、その１か月分をまとめた請求により支払います。なお、燃料費調整（市場調整分を含む）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は、契約金とあわせて請求により支払います。燃料費調整（市場調整分を含む）は、東京電力エナジーパートナー株式会社のベーシックプランにおける最新の調整単価に使用分を乗じた金額を上限とし、上限を超える場合は別途協議とします。最新の調整単価がマイナスの場合は、契約金から差し引きます。

また、国による電気料金の緩和措置等を適用している場合は、国が定める基準額に応じた額を差し引いて請求することとします。

13　契約の条件

この契約は、令和９年度横浜市各会計予算が令和９年３月31日までに横浜市議会において可決された上、同年４月１日以降に契約書を交換することによって確定します。

14　その他

(1) 当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担します。

(2) 苦情申立て

ア　当該入札手続における入札参加資格の確認その他手続きに関し、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372 号）第１条に規定する国際約束の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、横浜市入札等監視委員会に対し苦情申立てを行うことができます。なお、落札者の決定後であっても苦情申立てが行われた場合、横浜市調達に係る苦情処理手続要領に基づき、契約締結の停止等が行われる場合があります。

イ　事務局

〒231-0005　中区本町６丁目50番地の10
横浜市総務局契約第一課（横浜市庁舎11階）
電話　045(671)2707（直通）

(3) 契約手続に関しての問い合わせ先
〒235-0012　磯子区滝頭一丁目２番１号
横浜市立脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課物品管理係
後藤、長崎　電話　045(753)2615（直通）

(4) 入札説明書を入手した者は、これを当該入札以外の目的で使用できません。